

あなたに役立つ情報が満載！

けんぽ

No.184
令和6年
夏・秋号

明治グループ健康保険組合



乗鞍高原の雲海と朝霧（長野県）

- P2 ● 常務理事就任のご挨拶
- P3 ● 令和5年度決算が確定しました
- P4 ● 「健康チャレンジキャンペーン」等のご案内
- P6 ● マイナ保険証を利用しましょう

- P8 ● 「被扶養者確認調査」にご協力をお願い
- P10 ● 「年収の壁・支援強化パッケージ」について
- P12 ● スポーツクラブネサンスのご案内
- P13 ● ヘルスアップ動画等のご案内

常務理事就任のご挨拶



明治グループ健康保険組合
常務理事

大木 智

平素は当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、常務理事に就任いたしましたのでご挨拶させていただきます。

我が国の健康保険制度を取り巻く環境は、大変厳しい状況に直面しています。医療の高度化などにより医療費は増加傾向にあり、急速に進む少子高齢化により高齢者医療を支える現役世代の負担はますます過重なものとなっていることから、政府による全世代型の社会保障制度づくりが進められているところです。

しかし、健康保険組合が厳しい財政状況にさらされ続けることに変わりはなく、本年度予算において全国の8割以上の健康保険組合が赤字見通しとなるなど、健保財政は急激に悪化しています。

当健康保険組合も例外ではなく、昨年度は約5億円の赤字となりました。3万人近くの加入者を抱える中で、医療費の増加や高齢者医療への負担増は避けられない状況にあります。

このような状況にあっても、誰もが安全・安心な医療を受けられる皆保険制度を維持し、未来へ継承していくことが健康保険組合の使命であります。今後も政府の動向や財政状況を注視し、適宜適切に対応してまいります。

また、これまでも増して医療費の適正化に取り組むとともに、明治グループが推進している「健康経営」と一体となって、効率的・効果的な疾病予防対策を推進し、更なる健康づくりに貢献していく所存でございます。

事業主及び加入者の皆様におかれましては、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、就任のご挨拶とさせていただきます。

令和5年度決算が確定しました 支出の大部分が増加、 とくに高齢者医療費の急増で赤字決算に



明治グループ健康保険組合の令和5年度決算が、7月30日開催の組合会において可決・承認されましたので、その概要をお知らせします。



一般勘定

収入の不足は積立金より
20億円繰り入れで対応

経常収支差引額は、前年度の17億3,274万円から一転して▲5億864万円となり、赤字決算となりました。これは保険給付費や国への拠出金などを皆様からいただく保険料で賄えていないことを表します。

収入の大部分を占める健康保険収入は、同比8.3%増の93億1,449万円となりました。また、収入不足を補填するため別途積立金から20億円を繰入しました。

支出は、医療費が主を占める保険給付費が同比16.1%増の45億6,950万円となり、高齢者医療制度の支援にあてられる国への拠出金は同比94.2%増の45億3,771万円(支出の45.5%を占める)となっています。また、「健康経営」に貢献するべく、皆様の健康づくりへのサポートとして保健事業費に同比21.6%増の5億2,348万円を支出し、健康の維持・増進に向けたさまざまな取り組みを実施しました。

なお、令和5年度はKMバイオロジクス株式会社の加入により収入・支出とも増加しています。

結果として、急激な財政悪化に対する約4.8億円の国等の単年度補助があったこともあり、総額では収入119億5,781万円、支出99億8,087万円、収支差引額19億7,694万円となり、残金は別途積立金等に繰り戻したうえで、再度、収入が不足している令和6年度に20億円を補填して活用します。

介護勘定

介護保険収入は13億円
うち、国へ10億円を納付

介護保険収入は、前年度比8.3%増の13億562万円となりました。

支出の大部分を占める国への介護納付金は10億4,724万円となり、介護保険収入で賄うことができました。この結果、収支差引額は2億5,795万円となり、残金は今後の介護納付金の増加に備えて、介護準備金として積立を行います。

一般勘定

収入		
科目	決算額(千円)	被保険者1人当たりの金額(円)
健康保険収入	9,314,488	611,468
調整保険料収入	127,074	8,342
繰入金	2,000,000	131,294
国庫補助金収入	367,500	24,125
財政調整事業交付金	120,305	7,898
雑収入	28,447	1,867
合計	11,957,814	784,994
経常収入合計	9,345,507	613,504

支出		
科目	決算額(千円)	被保険者1人当たりの金額(円)
保険給付費	4,569,501	299,974
高齢者医療拠出金	4,537,706	297,887
保健事業費	523,484	34,365
財政調整事業拠出金	126,485	8,303
事務費	218,118	14,319
その他	5,576	366
合計	9,980,870	655,214
経常支出合計	9,854,150	646,895

収支差引額	1,976,944千円
経常収支差引額	▲508,643千円

介護勘定

収入		
科目	決算額(千円)	介護保険第2号被保険者たる被保険者等1人当たりの金額(円)
介護保険収入	1,305,623	132,121
雑収入	2	0
合計	1,305,625	132,122

支出		
科目	決算額(千円)	介護保険第2号被保険者たる被保険者等1人当たりの金額(円)
介護納付金	1,047,243	105,975
介護保険料還付金	437	44
合計	1,047,680	106,019

健康になれる！ 健康ポイントがたまる！

「健康チャレンジキャンペーン」に参加しよう！



明治グループ健保組合では、1年を通じて「健康チャレンジキャンペーン」を実施しています。キャンペーン内容は、「ウォーキングマイレージ」および「健康習慣チャレンジ」の2つで、それぞれの行動についてインセンティブを付与しています。概要は下表のとおりです。

自分のからだにとって良い習慣が身につくと健康になれるうえ、健康ポイントもたまる、お得なキャンペーンにどうぞご参加ください。

ウォーキングマイレージ

健康習慣チャレンジ

目的	1. 運動が苦手な人でも運動習慣を身につけ、肥満の解消・予防を目指す。 2. ウォーキングの歩数に応じて、マイレージ制のポイントが付与する。	「たばこを吸わない人」「適正体重が維持できている人」「その他健康行動をとっている人」が、継続的に取り組めるように、マイレージ制のポイントが付与する。
期間	通年	通年
対象者	被保険者(被扶養者は対象外)	被保険者(被扶養者は対象外)
内容・参加方法など	<p>「KENPOS」より参加</p> <p>◎歩数に応じ、KENPOS 健康ポイントを獲得できる。 ◎スマホでKENPOS アプリを利用すると、スマホの歩数集計機能と歩数の自動連携が可能。 ※ポイントの詳細は、右ページをご参照ください。 ※紙面参加はできません。会社貸与または個人所有のPC、スマホ、タブレット等でご参加ください。 ※毎月1日～末日までの歩数を翌月3日に集計し、翌月末日にポイントが付与します。 ※集計後の歩数変更はポイント対象外です。</p>	<p>「KENPOS」より参加</p> <p>◎健康的な行動習慣(体重、食事、運動、行動)を、毎日記録することでKENPOS 健康ポイントやKENPOSチケットを獲得できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 各種記録ポイント：日々の体重、健康行動、食事、運動の記録(各自手入力) 検診受診ポイント：婦人科検診、胃がん検診、歯科検診を受けた場合(自動集計し、9月または3月に付与) 健康習慣ポイント：非喫煙、体重の維持・管理ができている場合(自動集計し、9月または3月に付与) <p>※ポイントの詳細は、右ページをご参照ください。 ※毎月1日～末日までの行動記録ポイントを翌月3日に集計し、翌月末日に付与します。</p>

さらに取り組みやすくなった KENPOS をご活用ください！



前号でもお知らせした通り、今年度からKENPOSの内容が変更され、健康ポイントもアップしました。みなさんが健康づくりに取り組むほど、ポイントがたまるしますので、ぜひご利用ください。

KENPOS とは？

健診の申込や健診結果の閲覧(過去5年間分)ができるほか、ウォーキングマイレージへの参加、体重や食事など各種健康づくりの記録づけ、健康づくりに役立つアプリとの連携(エクササイズ動画「WEBGYM」)(食事記録「あすけん」)など、みなさんの健康を応援・サポートするサイト。利用にあたっては右より登録してください。



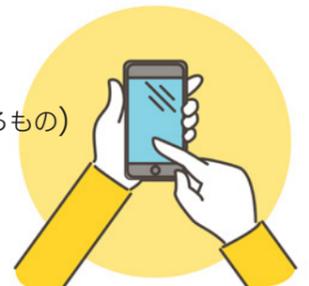
●健康ポイント・KENPOS チケット付与対象者

- ・被保険者
- ・被扶養者(KENPOS チケットのみ付与 ※下表に「★」マークがあるもの)

●健康ポイント・KENPOS チケット一覧

たまった健康ポイントは、商品に交換できます。

①=ポイント チケット< チケット10枚で抽選ゲームに参加できます



項目	内容	ポイント数・チケット ★=被扶養者も対象
ログインすると もらえる※	KENPOS への初回登録	100①/初回のみ
	KENPOS ログイン	チケット< ★
	KENPOS アプリ	チケット< ★
参加すると もらえる	ウォーキング歩数記録 1日10,000歩以上	30①/1日
	ウォーキング歩数記録 1日8,000～9,999歩	20①/1日
	ウォーキング歩数記録 1日6,000～7,999歩	10①/1日
	クイズ	チケット< ★
記録をつける もらえる	変更 体重入力	100①/月20日以上 ↑up
	新規 行動入力	50①/月20日以上
	変更 食事記録入力	50①/月20日以上 ↑up
	変更 運動記録入力	50①/月20日以上 ↑up
アプリと連携 もらえる※	毎日の記録	チケット< ★
	毎日の食事記録(「あすけん」※アプリ) 毎日の運動記録(「WEBGYM」※アプリ)	チケット< ★
健診を受けると もらえる※	婦人科検診受診(女子検診またはオプション受診)	100①/年1回
	胃がん検診受診	50①/年1回
	変更 歯科検診受診	100①/年1回 ↑up
健診結果で もらえる※	非喫煙と回答した場合	100①/年1回
	体重の維持・管理(BMI値18.5～25未満の場合)	1,000①/年1回

※あてはまる場合に、自動的にポイントが付与されます。

令和7(2025)年4月1日より、
現在の明治グループ健保組合の保険証は使えなくなります!

マイナンバーカードを保険証としてお使いください!

健康保険法の改正により、健康保険証が廃止されます。

- ・令和6年12月2日より健康保険証の新規発行(加入時・扶養認定時・再交付・事項訂正等のすべて)は停止いたします。
- ・令和7年4月1日より、現在の明治グループ健保組合の健康保険証は使えなくなります(当組合で発行する健康保険証の有効期限が、令和7年3月31日のため)。
- ・マイナンバーカードをまだ作っていない方や、健康保険証としての登録がまだの方は、手続きをお進めくださいますようお願いいたします。

マイナ保険証の
手続きは済んで
いますか?



マイナンバーカードはお持ちですか?

YES

NO

マイナポータルサイトで
マイナンバーカードの
健康保険証登録をしましたか?

YES

NO

マイナンバーカードの保険証
登録方法及び登録確認はこちら

概要説明 手順 オフィシャルサイト



※マイナポータルアプリで登録。
※セブンイレブンATMでも登録可能です。
※医療機関の顔認証端末からも登録可能です。

セブンイレブンでの登録 医療機関での登録



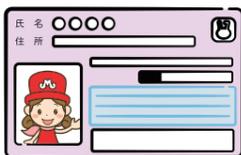
マイナンバーカードの
保険証利用登録が済んだ

YES

医療機関で、マイナンバーカードを
保険証として使えます

マイナンバーカードの保険証の使い方

概要編 実践編



ご自身とご家族のマイナンバーカードをご手配ください
申請方法はこちら

窓口申込 スマホで申込 オフィシャルサイト



●伊達市役所が作成した映像について使用許可を得ています。
※お手元にカードが届くまでに1~2か月かかる場合があります。
お早めに申請願います。

マイナンバーカードが手元に届いた

YES

マイナンバーカードの利用メリット

医療費関係

- ①入院などのとき、高額医療の限度を超える支払いが免除(限度額適用認定証が不要。ただし、住民税非課税世帯は除く)
- ②医療機関で過去の診療情報、薬剤情報が確認でき、より良い医療を受けられる
- ③過去の特定健診結果等をスマホなどで閲覧できる
- ④医療費通知情報をスマホなどで得られ、確定申告に使える
- ⑤初診料・再診料が安くなる

行政関係

- ①公的な本人確認証明として使える
- ②住民票、所得証明書などがコンビニで発行できる
- ③オンラインで各種サービスを受けられる
 - ・行政手続き：転居届、認可保育園入所申請、児童手当申請など
 - ・行政からのお知らせを受け取れる：予防接種、健診、防災など
 - ・税金、年金などの確認ができる

メリット編



医療関係

行政関係

マイナ保険証に関する Q & A



Q1 保険証が廃止されるとどうなりますか?

- A 左ページのとおり、令和6年12月2日から、保険証の新規発行や再発行は行われません。そのため、令和6年12月2日以降に新規に明治グループ健康保険組合に加入する被保険者・家族には、保険証が発行されません。マイナ保険証への早めの切り替えをお願いします。なお、発行済みの保険証については、令和7年3月31日までは使用可能とする経過措置をとっています。令和7年4月1日からは無効となり、受診時には、マイナ保険証を使用にかかることが基本になります。受診時には、マイナ保険証をお使いください。(任意継続の方は、期間満了日または、令和7年12月1日まで使えます)。

Q2 私の家族はマイナンバーカードを持っていないのですが…

- A 下記の方については、本人の申請によらず明治グループ健康保険組合から、「資格確認書」を交付します。資格確認書を医療機関等で提示することで、当分の間、従来どおり保険診療を受けることができます。期限を設けますので、有効期限後は使用できません。マイナ保険証には左ページのようにメリットも多いので、ご家族にもマイナンバーカードの取得・マイナ保険証の登録をすすめてください。なお、マイナンバーカードの取得には、申請から1~2か月程度かかりますので、ご注意願います。

- マイナンバーカードを取得していない方
- マイナンバーカードを保有しているが保険証利用登録を行っていない方
- マイナ保険証の利用登録解除を申請した方、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方、マイナンバーカードを返納した方



Q3 「資格情報のお知らせ」と「資格確認書」は同じもの?

- A 明治グループ健康保険組合の全加入者に向けて、「資格情報のお知らせ」を令和6年9月頃に交付します。これは、みなさんに安心してマイナ保険証をお使いいただけるよう配付するものです。「資格情報のお知らせ」はA4の文書で、保険証の記号・番号・枝番などの資格情報と、マイナンバーの下4ケタが記載されています。「資格確認書」は、ハガキ大で、保険証の記号・番号・枝番などの資格情報が記載されています。保険証が廃止された後に、新生児など、マイナ保険証がない場合、資格確認書を医療機関に提示することで、保険診療が受けられます。

	資格情報のお知らせ	資格確認書
様式	A4文書	ハガキ大
交付の対象者	明治グループ健康保険組合の全加入者	明治グループ健康保険組合の加入者で、マイナ保険証を持っていない方など
交付の時期	令和6年9月頃	保険証廃止後
用途	<ul style="list-style-type: none"> ●明治グループ健康保険組合への届出や申請時に必要な、記号・番号を確認できる。 ●オンライン資格確認を導入していない医療機関等で「資格情報のお知らせ」とマイナンバーカードを併せて提示すると保険診療を受けることが可能。 	マイナ保険証でオンライン資格確認を受けられない場合は、資格確認書を提示すると保険診療を受けることが可能。

「被扶養者確認調査」にご協力をお願いします

健康保険組合は、医療費の適正化や公平な保険給付の実施を目的とした「被扶養者の資格の再確認」が義務づけられています。

本年度も、被扶養者資格の確認調査を実施しています。7月中旬に配付しました「被扶養者確認調査書」に、必要書類を添付のうえ、提出期限までに、事業所の健保事務担当者へご提出をお願いいたします。

確認調査等の書類が提出されないと、被扶養者資格の適否の判断ができません。よって明治グループ健康保険組合で定める最終提出期限までに書類の提出がなく、検認ができなかった場合は、令和5年1月1日または扶養認定日にさかのぼり、被扶養者資格を失うことになります。

最初にお読みください

令和6年7月
明治グループ健康保険組合

「健康保険 被扶養者確認調査」実施のご案内

明治グループ健康保険組合(以下、当組合と云う)では厚生労働省の指示(注1)に基づき、被扶養者資格認定および登録状況の確認(検認)調査を実施します。これは、既に被扶養者として認定されている方が引き続き資格があるかの確認をします。当組合の健全運営のために必要な調査ですので、みなさまのご協力をお願いいたします。なお、当組合で確認を行った結果、被扶養者として認められない場合は、被扶養者資格を失った日までに遡り、削除手続きを行い、医療費等を返還していただくことになりますので予めご了承ください。

また、被扶養者資格を失った日以降の健康保険料の支払い、給付金(医療費)の受取り等については、本来加入すべき健康保険の窓口(国保・協会健保・組合健保等)へご相談ください。

記

調査対象者 被扶養者全員
※対象者抽出日: 令和6年6月28日
ただし、令和7年3月31日迄に75歳(後期高齢該当者)になる方は対象外

実施期間 令和6年7月～
【提出期日】各事業所の定めの日
(各事業所の健保事務担当者へご確認ください)

提出書類 ●健康保険被扶養者確認調査書(以下、「確認調査書」)
●確認書類

提出先 事業所指定の提出先
(各事業所の健保事務担当者へご確認ください)

その他 「確認調査書」・「確認書類」の提出が無いと、被扶養者資格の適否の判断ができません。よって当組合で定める最終提出日までに書類の提出がなく、検認ができなかった場合は令和5年1月1日または扶養認定日に遡り、被扶養者資格を失います。(保険者決定)後日、別途、被扶養者の削除手続きを行っていただきます。

注1) 健康保険法施行規則第50条
(保険料は、保険料の額を定め、被扶養者の確認期には更新または被扶養者に係る確認をすることができず)
注2) 厚生労働省健康保険課長通知保第1029004号
(被扶養者の確認については、保険料適正化の観点から毎年実施すること)
注3) 厚生労働省健康保険課長通知保第1029005号
(被扶養者の認定は更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること)
●個人情報保護法および当組合の個人情報保護に関する基本方針に基づき実施しています。

【お問合せ先】各事業所の健保事務担当者にお問合せください

明治グループ健康保険組合

明治グループ健康保険組合の事業運営の適正化のために必要な調査ですので、**みなさんのご理解とご協力**をお願いいたします。



▲配付したご案内

被扶養者確認調査とは？

健康保険では、被保険者だけでなく、被保険者に扶養されている家族にも保険給付を行います。この家族のことを被扶養者といいますが、被扶養者分の健康保険料は、徴収されません。被扶養者分の保険給付金は、被保険者全員でまかなうしくみとなっていることから、被保険者からのみ健康保険料が徴収されています。そのため、被保険者が納める健康保険料が適正に使われるよう、被扶養者の資格再確認が重要です。

被扶養者として認定されるためには、「親族の範囲」と「収入」と「生計維持関係」について一定の条件を満たしていることを公的な書類等で証明する必要があります。

被扶養者確認調査では、この一定の条件を引き続き満たしているかどうかを、書類をご提出いただくことで確認します。

- 調査中の照会について** 提出いただいた書類の内容を確認後、必要な場合は事業所担当者経由で照会の「通知」を送付します。照会内容の回答および追加書類の提出をお願いします。
- 調査の結果について** 調査の結果、被扶養者の認定基準を満たしていない方には、事業所担当者経由で「結果通知書」(削除)を送付します。被扶養者の削除手続きをしてください。
※扶養資格基準を満たしている方へのご連絡は省略させていただきます。

- 被扶養者の削除について**
 - 今まで被扶養者に認定されていた家族が、就職、離婚、死亡、収入超過等で被扶養者の認定基準を満たさなくなった場合は、被扶養者から削除する手続きが必要です。
 - 今回の調査で被扶養者としての条件を満たしていないことが判明した場合は、その事実が発生した日にさかのぼり、被扶養者資格が喪失となります。
 - 被扶養者資格を喪失した後に発生した医療費、その他の給付金等については、被保険者に請求しますので明治グループ健康保険組合へ返還してください。



被扶養者認定について

被保険者に扶養されている家族は、「被扶養者」として健康保険に入ることができますが、家族であればだれでも被扶養者になれるわけではありません。一定の条件を満たしていることが必要です。

Q 収入の基準となる「年間」とは、いつからいつまでですか？

A 暦上の1年間(1～12月)ではなく、扶養申請日以降の1年間をいいます。「年間」については「いつからいつまで」を指すのは法令や通達で明確にされていません。明治グループ健康保険組合では「扶養申請日以降1年間」を「年間」とし、その間の収入見込額を確認します。
※動き始めた(収入が増えた)時点より、被扶養者から外れます。
※就職しても、健康保険に加入できない場合(試用期間など)も就職(入社)した時点から被扶養者から外れます。
※収入には非課税の交通費も含まれます。

例) 3月支払から収入が増え、月額収入限度額を超えたため、被扶養者資格を2月から失った (単位: 円)

給与の支払月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
就労期間	12/1～12/31	1/1～1/31	2/1～2/28	3/1～3/31	4/1～4/30	5/1～5/31	6/1～6/30	7/1～7/31	8/1～8/31	9/1～9/30	10/1～10/31	11/1～11/30	
総支給額(非課税交通費等含む)	7万	6万	12万	11万	13万	9万	13万	14万	8万	14万	12万	9万	128万

削除日の決定 給与の支払が、月末締め、翌月25日払のため、2月より収入が増える働き方をしている。よって、2月より被扶養者資格削除となった。

Q 収入限度額とは？

A 表1のとおりです。年間収入限度額、月額収入限度額を共に超過していないことが必要です。(表1)

	年間収入限度額	月額収入限度額
60歳未満	130万円未満	108,334円未満(130万円未満/12ヵ月)
60歳以上 障害年金受給者	180万円未満	150,000円未満(180万円未満/12ヵ月)

Q 「所得証明書」の金額が130万円未満*であれば、被扶養者になれますか？

A 所得証明書に記載された金額は、その年の1月1日～12月31日までに支払われた課税対象の金額になります。提出された所得証明書の収入金額は目安です。非課税収入も含めた金額で被扶養者資格の判定をしています。「所得証明書」の金額が130万円未満
ということだけで被扶養者になれる、ということはありません。「親族の範囲」と「収入」と「生計維持関係」について一定の条件を満たしていることが必要です。
※60歳以上または障害年金受給者の場合は、130万円未満を180万円未満と読み替えてください。

「年収の壁・支援強化パッケージ」について

扶養申請対象者及び被扶養者の収入確認については、厚生労働省通知を基に行っておりますが、厚生労働省より『令和5年9月29日付「年収の壁・支援強化パッケージ」について』が発出されたことにより、当面の間、下記の通り一部取扱いが変更となります。



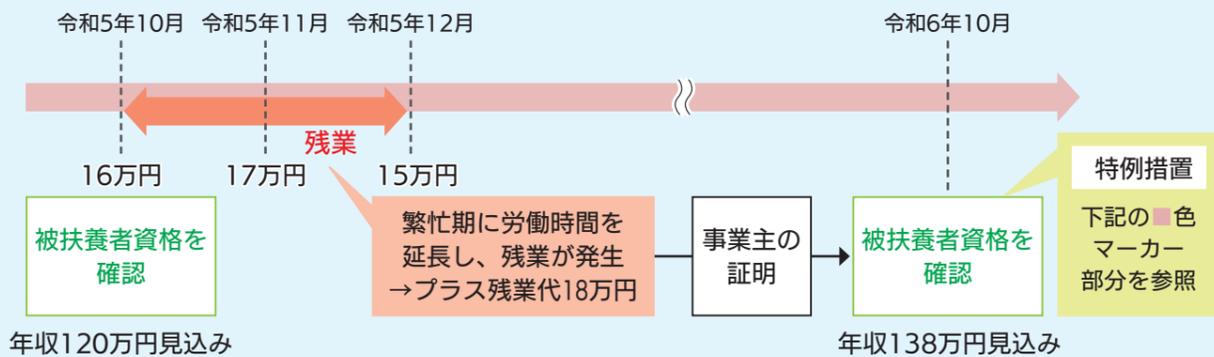
「年収の壁」 とは？

「年収の壁」とは、税金や社会保険料が発生する基準となる年収額のことです。社員の配偶者等で、一定の収入がない人は、被扶養者として社会保険料（健康保険料等）の負担がありません。しかし、収入が増えると扶養から外れ、社会保険料の負担が生じます。その結果、手取りは減少してしまうため、これを回避するために就業調整する人がいます。そのような人が意識している収入基準が、いわゆる年収の壁と呼ばれています。

1 事業主の証明による被扶養者認定の円滑化を行います

(1) 事業主の証明による被扶養者認定の円滑化とは

(例) 毎月10万円で働くパートの人が、残業により一時的に収入増加となった場合



(参考) 厚生労働省資料

被扶養者の収入要件として年間収入130万円未満（60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は、180万円未満）となりますが、人手不足による労働時間の延長に伴う一時的な収入変動により時間外勤務（残業）手当、臨時に支給される繁忙手当が支給されたことにより、収入要件を超過してしまった場合、この一時的な収入変動である旨を事業主が証明し、その証明書を健康保険組合に提出することにより、これを踏まえて円滑な被扶養者認定の審査を行うことができるという特例措置

です。よって、法令・通知に基づき、従来と同様に、主として被保険者による継続的な生計維持関係にあることが前提となっているため、当該証明書を提出すれば被扶養者として認定されるということではありません。被扶養者申請や被扶養者確認調査の際には、今まで通り確認書類の提出は必要となります。

基本給の上昇、恒常的な手当の増加の場合など、今後も引き続き収入が増えることが確実であれば、今回の「一時的な収入増加」には認められません。

明治グループ健保組合では、被扶養者申請や被扶

養者確認調査の際に扶養申請対象者、被扶養者の月額収入108,334円未満（60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は、150,000円

未満）であることを確認しています。よって、月額収入についても、一時的な収入変動である旨の事業主からの証明書の提出をもって、被扶養者認定の審査を行います。

(2) 適用開始日と期間

令和5年10月20日以降に行う、被扶養者認定及び被扶養者の収入確認について適用します。令和5年10月20日以前に行った扶養認定及び被扶養者に係る確認については、遡及しない取扱いとなります。

期間について、厚生労働省からの通知において現時点では明示されていませんが、今後、年金制度改正の際に、当制度の見直しが検討されるとのことです。

(3) 対象者

扶養申請対象者、及び被扶養者の方



や自営業の場合も対象外となります。

(4) 対象外となるケース

- 雇用契約書を踏まえ、年間収入見込み金額が130万円以上（60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は、180万円以上）となることが明らかな場合は、対象外となります。
- 特定の事業主と雇用契約関係に無いフリーランス

- 社会保険の適用事業所で正社員やパート・アルバイトとして勤務している、社会保険の適用要件（勤務時間等の雇用条件）を満たす場合は、その事業所での健康保険の被保険者となるため対象外となります。

(5) 事業主の証明書

該当する場合は、当健保が指定する下記①②の書類を被扶養者の勤務先にて証明をもらい、被扶養者確認調査時の提出期限までに明治グループ健康保険組合へ提出をしてください。

- ① 「被扶養者の収入確認にあたっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」
- ② 「一時的な収入変動に係る収入証明書」（年収の壁・支援強化パッケージ該当）



2 「年収の壁・支援強化パッケージ」の制度についてのお問い合わせ

厚生労働省 年収の壁突破・総合相談窓口

フリーダイヤル 0120-030-045（平日8:30～18:15 土日・祝日・年末年始を除く）

関連サイト https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html

筋トレも

無理なく続くメニューのご提案や
習慣を作るサポートがあるので安心!

ジムだけで満足?

スタジオ レッスンも

目的に合わせた
多彩なプログラムをご用意!
(ヨガ・ピラティス・格闘技エクササイズ等)

新規の方限定

お得に始めるチャンス!

新登場

法人ジム・サウナ おためし会員

5か月間ず——→っと!

5,500

円/月 (税込)

1か月目
5,500円
税込

2か月目
5,500円
税込

3か月目
5,500円
税込

4か月目
5,500円
税込

5か月目
5,500円
税込

6か月目以降
ご希望の
会員種別

全国のルネサンスが
使えます!

【ご利用可能時間・エリア】 ●営業時間中、終日ご利用できます。※24hジム導入店舗のみ、ジムエリアは24時間利用可能(未成年の方は、有人時間のみ利用となります) ●ジム、スタジオレッスン、ロウカールームと付帯の温浴施設。プールをご利用の場合はMonthlyコーポレート会員など他のプランをご確認ください。

【ご利用期間・条件】 ●最長5か月、新規ご入会者様限定の会員プランで、8か月以上月額固定プランで在籍していただける方に限ります。 ●過去6か月以内に在籍していた方は対象外になります。 ●ご利用期間終了後はご入会時に選択された会員種別に変更となります。(後から種別変更も可能) 会員プランについては料金ページをご確認ください。

法人会員の皆様なら、お得にご利用いただけます! (全額マスター会員) ~~一般会員 16,500~~円/月(税込)

ライフスタイルに合わせて、3つのプランからお選びいただけます!

ジム・スタジオ・サウナ等が使って
月額固定で使い放題!

法人ジム・サウナおためし会員

月払い
※上記ご利用可能時間・エリア、ご利用時間・条件で

5,500

円/月
(税込)

いつでも通えて月額固定で使い放題!

Monthlyコーポレート会員

月払い

10,450

円/月
(税込)

都度払いだから自分のペースで通えます!

1 Dayコーポレート会員

都度払い

1,980

円/回
(税込)

まずは見てから!ラクラク見学予約はコチラ! お手続きに必要なものなど
詳細もご案内しています。



ヘルスアップ動画を制作しました!

明治グループ健康保険組合にて自主制作したヘルスアップ動画を、この度ホームページにアップしました。生活習慣病の予防等を中心に、テーマの異なる動画を定期的にアップします。わかりやすい内容となっておりますので、ぜひご視聴ください。



※動画にはパスワードが設定されております。パスワードは「明治健発第57号」でお知らせいたします。事業所担当者にご確認ください。

▲ご視聴はこちらから

オンライン禁煙プログラムにチャレンジしませんか

2か月間、オンライン上で医師との面談4回と、服薬治療を受けます。終了後10か月間、フォローメールがあります。

通院しなくても、お持ちのスマートフォンやパソコンで禁煙にチャレンジできます。
明治グループ健保組合が費用の補助を行いますので、どうぞご利用ください。

対象者	被保険者・被扶養者(先着50名)	申し込み/お問い合わせ先	申し込みはこちら
申し込み締切	令和7年2月28日	(株)リンクージュ ☎0120-33-8916	
参加費用	11,000円(総費用58,850円)	sd@linkage-inc.co.jp	

インフルエンザ予防接種の費用補助を行います!

新型コロナ5類移行後、インフルエンザ免疫獲得者減少や人との接触も増え、感染リスクが高まっています!
今年度も対象期間のスタートを例年10月から9月へ変更しています。

対象期間	9月から12月末日まで	補助金額	1人1回まで1,000円を上限
申請期間	10月から1月10日まで		※令和7年3月末時点で13歳以下は2回まで。
申請方法	Webサイト「KENPOS」内の「SMARTDESK」から申し込み画面にアクセスします。		



PC、スマートフォン等からWEBの申請ページに必要事項を記入し、領収証の写真を申請ページにアップロード。領収証の写真が撮れない方は、申請ページを印刷して領収証原本を貼付し、(株)イーウェルに提出。

※KENPOSへの登録が必要です。登録はURL (https://www.kenpos.jp/) または二次元コードから。→

※詳細については、事業所からのご案内をご確認ください。



電話健康相談・ウェブ相談のご案内

明治グループ健保組合では、からだや心の悩み・不安などを相談できる電話健康相談を提供しています。利用方法など詳細はこちらをご覧ください。心

の相談については、こちらのウェブサイトでも相談できます。気軽にご利用いただき、健康づくりにお役立てください。